

盛岡広域振興局長告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年3月17日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 路線名 盛岡和賀線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 盛岡市本宮五丁目4番地先から下飯岡4地割301番地先まで
 - (2) 盛岡市下飯岡3地割245番地先から248番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月21日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成27年3月17日から同年4月17日まで